

# 平成29年度予算要求基準

## 1 予算要求基準の基本的方針

### (1) スクラップ・アンド・ビルドの徹底

平成28年4月28日付け調整会議資料「事業評価制度を活用した新年度予算編成の基本的な考え方について」をはじめ、継続事業評価及び新規事業評価の実施に係る各通知文書において示してきたとおり、昨年度に引き続き、「市長からの指示・懸案事項（共通事項）」に基づき、スクラップ・アンド・ビルドの徹底を図るため、新規事業の立案や継続事業の拡充など、「スクラップ・アンド・ビルド対象事業（地方創生総合戦略重点プロジェクト等事業等を除く。）」については、部局単位における優先順位を付けるとともに、財源が確保できない事業については、原則、予算要求が認められないものとします。

### (2) 予算要求枠の設定

下記のとおり、部局単位で要求枠を設け、要求時における「選択と集中」を図ることとします。なお、要求枠設定の際は、平成27年度3月補正予算に前倒しした事業費（一般財源ベース）及びふるさと愛寄附金充当額について考慮するものとします。

#### ①普通建設事業費を除いた事業費

対象となる事業費の合計額が、一般財源ベースで「対前年比△5%」の予算要求枠を設定し、その枠内での要求とします。なお、(1)の「スクラップ・アンド・ビルド対象事業」で予算要求が認められるビルド事業についても、この要求枠の対象となります。

#### ②普通建設事業費

対象となる事業費の合計額が、一般財源ベースで、補助事業が「前年度据え置き」、単独事業が「対前年比△5%」を上限額とします。

### (3) 予算要求枠の対象外事業

市政推進のための「重点化事業（地方創生総合戦略重点プロジェクト等事業）」及び「政策的事業」、要求枠の設定が困難な「義務的経費」については、(2)の要求枠の対象外とします。

## 2 予算要求枠設定の対象事業（一般財源ベース「対前年比△5%」）

### (1) 重点化事業（第四次総合計画戦略プロジェクト事業）〔A1〕

第四次総合計画後期基本計画において、以下のとおり、重点的に取り組む施策として位置付け、「選択と集中」を図った事業です。

## 【1】「将来を担う“ひと”づくり」戦略プロジェクト事業

### ①健やかな心身づくりで『健康力』の向上

- ・市民一人一人が、住み慣れた地域で、心身ともに健康で充実した暮らしを送ることができる、健康づくりや生きがい支援、介護予防に取り組む事業に対応します。
- ・市民の健康寿命（健康で支障なく日常の生活を送れる期間）の延伸を図ることができる、生活習慣病予防や感染症予防に取り組む事業に対応します。
- ・市民が安心して医療を受けることができる、医療提供体制の確保、地域医療機関との連携強化及び救急医療の充実に取り組む事業に対応します。
- ・市民が、気軽にスポーツを楽しみ、健康の保持・増進ができる環境の整備に取り組む事業に対応します。

### ②みやぎきっ子の育成で『人財力』の向上

- ・子どもは、地域の「宝（財産）」という考えのもと、子育て家庭を地域や行政などが一体となって支援するための社会環境づくりに取り組む事業に対応します。
- ・就労形態の多様化による保育需要に柔軟に対応するため、多様な保育の実施や施設整備などによる子育てと仕事の両立ができる環境づくりに取り組む事業に対応します。
- ・児童・生徒が確かな学力を身に付け、授業がわかる楽しさや達成できる喜びを味わえるよう支援する事業に対応します。
- ・充実した学校生活を送ることができる、学校と関係機関が連携した児童・生徒の相談体制の強化を図る事業に対応します。
- ・子どもが、豊かな感性を育み、将来に夢や希望を持つとともに、地域に愛着と誇りを持つことができる、地域と学校との連携に取り組む事業に対応します。

## 【2】「地域の“きずな”づくり」戦略プロジェクト事業

### ①市民の力で『地域力』の向上

- ・市民の主体的なまちづくりへの参加を推進していくため、地域協議会を中心とした住民自治の体制の充実を図る事業や、まちづくりの担い手となる人材育成に取り組む事業に対応します。
- ・地域住民が参加する地域まちづくり推進委員会が、地域の特色を生かしたまちづくりに効果的、効率的に取り組むことができるよう、既存の地域活動団体との連携や、制度の充実を図る事業に対応します。
- ・地域福祉の充実や、地域の課題の解決を図るため、住民自らが考え、話し合い、支え合うまちづくりを推進する事業や、NPO法人、ボランティア団体、地域活動団体などの活動を支援する事業に対応します。

### ②日ごろの備えで『防災力』の向上

- ・災害発生時に、真っ先に力を発揮するのは、被災現場にいる地域の人であることから、各地域において、災害に対する自助・共助の体制を強化する事業や、災害時要援護者の避難支援体制の充実を図る事業に対応します。
- ・日頃から緊急時に備え、市民一人一人の防災意識を向上させるため、出前講座や防災訓練、防災教育を強化する事業や、地域で防災活動に取り組むことがで

- きる、自主防災組織の結成や災害時のリーダーの育成、消防団組織の強化に取り組む事業に対応します。
- ・災害時の被害を最小限にするため、災害予防体制、災害応急対策の充実を図る事業や、被害を最小限に抑えられる都市環境の整備に取り組む事業に対応します。

### ③循環型の地域づくりで『環境力』の向上

- ・限りある資源やエネルギーを大切にし、効率よく使うため、ごみの減量化や資源化などに取り組む事業、循環型のまちづくりを進める事業に対応します。
- ・本市の特性である「水と太陽と緑」を生かした環境への取り組みを中心に、エネルギーの省力化・効率化に取り組み、クリーンエネルギーの活用を図る事業に対応します。
- ・水質が良好に保たれ、良質な水を利用することができるまちづくりを進める事業に対応します。
- ・子どもから大人まで幅広い世代が環境に対する意識を高め、潤いと安らぎを感じながら快適に暮らすことができる、人と自然が共生するまちづくりを進める事業に対応します。

## 【3】「げんき」なまちづくり」戦略プロジェクト事業

### ①みやざき産の魅力で『ブランド力』の向上

- ・安全・安心で高品質な農林水産物の安定生産に取り組む事業や、関係機関と連携して多様化するニーズに応じたブランド戦略、PR活動を展開する事業に対応します。
- ・魅力ある多くの「みやざき産」の農林水産物を利用し、農林漁業者や商工業者等が、6次産業化や農商工連携へ取り組むことを推進する事業に対応します。
- ・宮崎の農林水産物をはじめ豊かな地域資源を有効に活用し、新商品の開発に取り組む事業や、官民一体となった宮崎産品の効果的な情報発信に取り組む事業に対応します。

### ②特色ある観光づくりで『滞在力』の向上

- ・観光客に自然豊かで宮崎らしい魅力を満喫してもらえるよう、花と緑あふれるまちづくりや魅力ある景観づくりを市民・事業者と一体となって推進する事業に対応します。
- ・観光客の滞在期間の延長や誘客の拡大を図ることができる、スポーツランドみやざきとして、スポーツキャンプの誘致やスポーツ施設の整備、産学官連携を生かした受け入れ体制の充実に取り組む事業に対応します。
- ・観光客に選ばれ、満足してもらえる、宮崎の様々な観光資源を有効に利用した観光地づくりや観光メニューづくりに取り組む事業に対応します。

### ③雇用創出で『経済力』の向上

- ・多様な主体との「共創」の考え方を踏まえ、新産業や雇用の創出、交流人口の増加に向けた事業を推進するとともに、新たな広域連携を視野に入れ、持続的・自立的な地域経済の活性化を図る事業に対応します。
- ・まちに賑わいと活力が生まれ、雇用の場が確保されるよう、イベントの支援など、まちの新たな魅力の創出に取り組む事業に対応します。

- ・若年層の雇用促進のために、職業能力の向上や開発への支援に取り組む事業に対応します。

## (2) 一般行政事業〔E〕

「重点化事業」「政策的事業」「公共投資関係事業」「義務的経費」以外の事業です。

## 3 予算要求枠の対象外事業

### (1) 重点化事業（地方創生総合戦略重点プロジェクト等事業）〔A2〕

地方創生総合戦略において、以下のとおり、重点的に取り組む施策として位置付ける事業です。予算要求限度額は設定せずに、積み上げにより、必要な経費を必要最小限で見積もった要求とします。

#### ①クリエイティブシティ推進プロジェクト事業

地域に新たな雇用やビジネスを創出するとともに、多様な働き方や雇用環境の改善を促すことで、人材の定着を図り、地域経済の活性化につなげていきます。

- ・地元との連携による人材の定着と流入の促進
- ・地元産業の成長と新たな市場開拓につながる創業の支援
- ・中心市街地における雇用と価値の創出

#### ②フードシティ推進プロジェクト事業

基幹産業である農業の生産基盤を維持するとともに、豊かで良質な農産物を生かしたフードビジネスを推進し、販路や交流人口の拡大を図ることで、ブランド力を向上させていきます。

- ・新規就農者（農業後継者含む）の育成と定着の促進
- ・農業の生産性の向上
- ・食を生かした取組による販路と交流人口の拡大

#### ③観光地域づくり推進プロジェクト事業

観光資源を磨き上げ、観光ルートの形成や受入体制の充実を図ることで、広域的な観光地域づくりを推進するとともに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を見据え、プロスポーツキャンプ・大会等の受け皿となるインフラや受け入れのノウハウ等を生かし、新たなファンの獲得に向けて、総合スポーツ戦略都市みやぎの取組を推進していきます。

- ・観光資源のブランド化の推進
- ・新たなファンの獲得に向けた連携や交流の推進
- ・総合スポーツ戦略都市みやぎの取組の推進

#### ④IJU（移住）推進プロジェクト事業

関係機関や関係団体との連携による住まいや就業等に関する移住相談への対応のほ

か、移住者のフォローアップを行うとともに、空き家等の既存ストックの流通を促進するなど、地域振興等と連携した取組を推進していきます。

- ・移住ネットワークの構築と移住者の定着の支援
- ・既存ストックの流通の促進

#### ⑤地域コミュニティ活性化プロジェクト事業

複雑・多様化する地域課題の解決に向け、地域の多様な主体の連携を強化し、地域や住民ニーズに合った公共サービスの提供につながるるとともに、地域課題をビジネスの手法等を用いて解決する中で、地域の多様な主体が公共の担い手になるなど、自主的、かつ持続的に事業を進めることで、自立性の高いコミュニティを形成していきます。

- ・多様な主体による公共サービスの提供
- ・自立性の高いまちづくりの推進

#### ⑥地方創生総合戦略に掲げる重点プロジェクト以外の事業

5つの重点プロジェクトには位置付けない、地方創生総合戦略における新規事業や継続事業など、優先して取り組むべき事業に対応します。

### (2) 政策的事業〔B〕

市政上、当面の重要なプロジェクト等であって、緊急又は時限的な対応が必要であり、年度間の経費の増減が大きい事業、事業規模の大小に関わらず取り組む事業などに対応することとします。以下の事業について、予算要求限度額は設定せずに、積み上げにより、必要な経費を必要最小限で見積もった要求とし、予算編成過程の中で調整することとします。

#### ①エコクリーンプラザみやざき周辺環境整備等事業

#### ②市制100周年を見据えた次世代につなぐまちづくり事業

#### ③新市基本計画に基づく事業（実施計画事業）

#### ④主要プロジェクト事業〈指定事業〉

- ・東部第二土地区画整理事業
- ・昭和通線（小戸之橋架替え）整備事業
- ・吉村通線（曾師工区）整備事業
- ・清武総合運動公園整備事業
- ・宮崎駅東通線整備事業

#### ⑤「情報化推進計画」における新規・拡充事業

#### ⑥市民の命を守る事業

## ⑦「施設評価」結果に対応した事業

## ⑧単年度限り事業

- ・(例) 大会開催関係経費

## 4 公共投資関係事業〔C〕

重点化事業又は政策的事業に対応するものを除く公共投資関係事業については、災害復旧事業、災害関連事業、継続費及び債務負担行為に基づく歳出化分等を除き、以下のとおり、一般財源ベースを基準とする予算要求限度額を設定します。

### (1) 普通建設事業

#### ①補助事業・交付金事業、単独事業

補助事業については、平成28年度予算額（一般財源ベース）で据え置き、単独事業については、平成28年度予算額（一般財源ベース）から5%減じた額を予算要求限度額とします。ただし、地方創生総合戦略重点プロジェクト等事業及びエコクリーンプラザみやざき周辺環境整備等事業については別枠とします。

#### ②国・県事業負担金

#### ③受託事業

上記、②③に係る事業については、各事業における要求限度額は設定しませんが、平成28年度予算額（一般財源ベース）を上限額とし、事業費の合計額が、その枠内となるように要求することとします。

### (2) 災害関連事業、災害復旧事業

①災害関連事業については、所要額とします。予算要求限度額は設定しません。

②現年補助災害復旧事業については、以下のとおり予算計上の上限額を事業費ベースでの予算要求限度額とします。

- ・道路災害 約1億円 ・公園災害 約2,000万円 ・林業災害 約1,000万円
- ・河川災害 約1億円 ・農地災害 約4,000万円

③過年補助災害復旧事業で災害査定済みのものはその所要額とします。ただし、未査定のものには必要な経費を所要額とします。予算要求限度額は設定しません。

④単独災害復旧事業については、以下のとおり予算計上の上限額を事業費ベースでの予算要求限度額とします。

- ・道路災害 約200万円 ・公園災害 約1,000万円 ・林業災害 約100万円
- ・河川災害 約200万円 ・農地災害 約500万円

## 5 義務的経費〔D〕

義務的な負担を要することから、シーリング対象外として認められる以下の経費については、予算要求限度額を設定せずに、積み上げにより、必要な経費を必要最小限で見積もった要求とし、可能な限り歳出の抑制を図ることとします。なお、扶助費については、中期財政計画ローリング後の平成29年度試算額を上限額とします。

(1) 人件費（特別職報酬、職員の給与費、共済組合負担金）

※07節の賃金は物件費であり、「一般行政事業」に区分されます。

(2) 扶助費（負担金・補助金等で社会福祉施設に措置を委託した場合の措置費等で扶助費的性格のものを含む。）

(3) 公債費（一時借入利子及び地方債取り扱い手数料を含む。）

(4) 特別会計繰出金等

## 6 予算要求の取りまとめ

(1) 部局の予算要求方針について

予算要求に当たっては、重点化事業、政策的事業等について、十分考慮したものとしてください。

(2) 予算要求の限度額内での調整

予算要求限度額内で調整した事業については、原則、見積もり額をもって予算計上額としますが、次の事項については、財政課との協議事項とします。

- ①新規事業（設備、施設整備も含む）
- ②補助率、単価等の制度内容を変更したもの
- ③団体補助金を増額したもの
- ④部局間、課間での連携が必要なもの
- ⑤その他全庁的調整を必要とするもの

## 7 予算要求の限度額設定上の留意点

(1) 企業会計部局については、一般会計の予算要求基準に準じることとします。

(2) 特別会計部局において繰出金を充当する重点化事業（第四次総合計画戦略プロジェクト事業）及び一般行政事業については、一般会計の予算要求基準に準じることとします。

(3) ①「予算要求枠設定事業」（「重点化事業（第四次総合計画戦略プロジェクト事業）」及び「一般行政事業」）、②「重点化事業（地方創生総合戦略重点プロジェクト等事業）」、③「政策的事業」、④「公共投資関係事業」、⑤「義務的経費」の各区分間における要求額の調整は、原則、認めませんが、やむを得ず調整を必要とする場合は、財政課と協議してください。（※例：①の要求枠の超過分を、③の要求限度額内で調整する場合）

(4) 中期財政計画を踏まえた財政健全化を図るため、要求時に部局単位における目標を達成していない部局については、厳しい姿勢で査定に臨むこととします。

(5) 限度額設定の有無に関わらず、継続事業評価において「改善有」とされた事業については、改善内容を確認します。